

ご存じですか??◆◇三重県の子ども医療費助成制度の現状◆◇

## 「窓口負担無料」がすすめられています!

### 三重県における子ども医療費助成制度の内容

◇県の子ども医療費助成制度の対象範囲・支給方法は下記の通りです

【対象範囲】 通院・入院:小学校6年生までの児童

(各市町により対象年齢を拡大しているところもあります)

【支給方法】 償還払い(窓口負担を一時立替えて支払い、後日返還されます)

◇償還払いのみで助成しているのは、三重県を含めて全国で6県のみ!

2018年1月1日時点

◇県内一部市町で医療機関での「窓口負担無料」が始まりました!

三重県では平成29年4月から鈴鹿市が3歳までを対象に「窓口負担無料」を県で初めて導入しました。下記の通り、平成30年4月以降、29市町のうち14市町でスタートする見込みとなっています。



#### Q.「窓口負担無料」とは??

A.窓口で一時立替えて支払うことなく、医療機関を受診できる制度です。

実施時期	市町	対象者の範囲
平成29年4月～	鈴鹿市	3歳まで
平成30年4月～予定	四日市市、名張市、伊賀市、川越町	未就学児まで
平成30年9月～予定	津市、伊勢市、亀山市、鳥羽市、志摩市、朝日町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町	未就学児まで
検討中／未定	松阪市、桑名市、尾鷲市、熊野市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町、大台町、御浜町、紀宝町、紀北町	

※各市町により所得制限や対象地区等が指定されている場合がございます。

2018年1月1日時点

国民医療の充実と改善をめざす

三重県保険医協会

津市観音寺町429-13

TEL:059-225-1071

HP:<http://mie-hok.org>

E-mail:[doctor@mie-hok.org](mailto:doctor@mie-hok.org)



### 三重県の「窓口負担無料」についての今後の方針

各市町が「窓口負担無料」の導入に踏み切る中、県も一人親家庭の子や障害を持つ子ども、一定の所得以下の家庭の子のうち未就学児を対象に窓口負担無料をすすめる方針を示しており、早ければ平成31年4月から適用となります。

保護者の方の  
意見集約にご  
協力ください

保護者の方に、子ども医療費助成制度についてのご意見を「クイズはがき」で集約したいと考えております。

お寄せいただいたご意見を実施主体である市町に届け、全県での窓口負担無料の実現・充実に向けた一助となるよう、ぜひご協力をお願いします。

### 「子ども医療費助成制度について」 ～クイズはがき～

#### ◆問題

子ども医療費助成制度について、医療機関の窓口で自己負担分を支払うことなく受診できる支給方法を何と呼びますか。下記の○に入る文字をお答えください。

答:窓○○○○料

#### ◆自由意見欄

子ども医療費助成制度についてのご意見をお聞かせください。どんな些細な事でも結構です。ご協力宜しくお願い致します。

今後の「健康・医療情報クイズはがき」の希望テーマがあればご記入ください。



「クイズはがき」の設問にお答えいただき、最寄りの郵便ポストにご投函ください。  
正解者の中から抽選で、20名の方に商品券をお送りします。(2018年5月消印有効・  
6月に抽選を行い、発送をもって発表に代えさせていただきます)

\*今回ご記入いただきました個人情報は、「クイズはがき」の商品の発送について  
のみ使用致します。

郵便はがき

5 1 4 8 7 9 0

料金受取人払郵便

津中央局  
承認

2392

差出有効期間  
2020年1月31  
日まで

三重県津市観音寺町429-13

三重県保険医協会

三重県の子ども医療費助成制度の現状に  
ついての「クイズはがき」係



お名前(ふりがな) \_\_\_\_\_

〒( ) - ( )

送付先 \_\_\_\_\_

連絡先TEL: ( ) - ( ) - ( )

◆以下の項目について、よろしければご記入ください。

性別(男性・女性) 年齢(\_\_\_\_歳)

クイズはがきをもらわれた場所(医療機関名など)

「クイズはがき」ご記入後はミシン目に沿ってはがき状に切り取っていただき、切手を貼らずに  
最寄りの郵便ポストにご投函ください。また、当協会事務所にご持参いただきたいても受け付けます。

開設します!

ヨイハ  
418 デー企画

## 歯のこと 何でも 電話相談



4月15日(日)に県民を対象にした無料の電話相談を  
1日だけ開設します。入れ歯・インプラント・口臭・  
矯正歯科・小児歯科・歯周病・噛み合わせなど  
「歯に関する悩み」に歯科医師が直接回答します。

開催日時 4月15日(日) 10時~15時 (1日のみの開催)

相談窓口  
(電話のみ) 059-225-1071 もしくは 059-225-8747

寝たきりや病院に入院中等、歯医者に通院できない方を対象に

## 「歯医者の往診」をしています。

三重県保険医協会では、平成8年に「みえ訪問歯科診療ネットワーク」を構築し、県下各地で訪問による歯科診療を行っています。これまで約1,000件の実績があり、多くの患者様に喜ばれています。治療内容は主に虫歯治療、入れ歯の作製・調整、口腔ケア等になり、原則として、すべて保険の範囲内で治療を行っておりますので、ご安心ください。  
ぜひ、「みえ訪問歯科診療ネットワーク」をご利用ください。

(※地域によっては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。)

往診の依頼・お問い合わせはお気軽に  
右記までお願いします。(土日祝は除く)

TEL 059-225-8747